脱脂粉乳	幼稚園、小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、義務教育学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の幼児、児童若しくは生徒、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第四十五条第一項に規定する児童福祉施設若しくは同条第二項に規定する施設の児童又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第九項、第十項若しくは第十二項に規定する事業による保育を受ける児童の給食用 関税暫定措置法施行令第四十五条第三項に規定する配合飼料の製造
ホエイ及び調製ホエイ	関税暫定措置法施行令第一条に規定する配合飼料の製造
調製ホエイ	乳児その他の農林水産大臣が指定する者の飲用に供するための調製粉乳の製造

（独立行政法人農畜産業振興機構の承諾）

第十二条　独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、法第十八条第三項の規定による申込書の提出を受けたときは、遅滞なく（法第二十条第三項の規定により担保を提供させることが必要であると認めてその旨を当該申込書を提出した者に通知した場合には、当該通知に係る担保の提供があつた後遅滞なく）、当該申込みに対し承諾しなければならない。

（担保の提供）

第十三条　法第二十条第三項（法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により提供させることができる担保は、次に掲げるものとする。

一　金銭

二　国債及び地方債

三　機構が指定する社債（特別の法律により法人が発行する債券を含む。）

四　機構が確実と認める保証人の保証

2　前項第二号及び第三号に掲げる担保の価額は、機構の定めるところによる。

本則に次の二条を加える。

（報告の徴収及び立入検査）

第十六条　農林水産大臣は、次の表の上欄に掲げる者に対し、同表の下欄に掲げる事項について、法第二十九条第二項の規定により報告をさせることができる。

特定乳製品の生産者	生乳の搬出入数量その他生乳の搬出入に関する事項 生乳の買入価格その他生乳の取引に関する事項 生乳の処理及び加工の数量並びに飲用牛乳及び乳製品の生産数量、販売数量及び在庫数量 乳製品の販売価格並びにその製造及び販売に要した費用
特定乳製品の販売業者	乳製品の買入数量、販売数量及び在庫数量 乳製品の買入価格及び販売価格並びにその販売に要した費用
指定乳製品等の輸入業者	乳製品（機構の委託を受けた輸入業者が当該委託により輸入したものを除く。以下この表において同じ。）の輸入数量及び販売数量 乳製品の買入価格、その輸入に要した費用及び販売価格 乳製品の販売時期
法第五条第一項の規定により同項に規定する年間販売計画を提出した対象事業者	当該年間販売計画に記載された内容に関する事項

2　都道府県知事は、次の表の上欄に掲げる者に対し、同表の下欄に掲げる事項について、法第二十九条第二項の規定により報告をさせることができる。ただし、特定乳製品の生産者及び販売業者に対しては、第五条第二項各号の数量を算出するため必要がある場合その他農林水産省令で定める場合に限る。

特定乳製品の生産者	生乳の搬出入数量その他生乳の搬出入に関する事項 生乳の買入価格その他生乳の取引に関する事項 生乳の処理及び加工の数量並びに飲用牛乳及び乳製品の生産数量、販売数量及び在庫数量 乳製品の販売価格並びにその製造及び販売に要した費用
特定乳製品の販売業者	乳製品の買入数量、販売数量及び在庫数量 乳製品の買入価格及び販売価格並びにその販売に要した費用
法第五条第三項の規定による通知を受けた対象事業者（当該対象事業者について同条第七項の規定による都道府県知事への通知があつた場合に限る。以下この表において「知事対象事業者」という。）	法第五条第八項の規定により報告された内容に関する事項 生産者補給金の交付の状況
知事対象事業者（第一号対象事業者に限る。）の行う対象事業に係る委託又は売渡しをした者	当該委託又は売渡しをした生乳の数量 生産者補給金の受領又は交付の状況
大臣対象事業者（第一号対象事業者に限る。）の行う対象事業に係る委託又は売渡しをした者	当該委託又は売渡しをした生乳の数量 生産者補給金の受領又は交付の状況
大臣対象事業者（生乳生産者団体（法第二条第四項第一号イに規定する生乳生産者団体をいう。次項において同じ。）であるものに限る。）からその行う生乳受託販売（同号イに規定する生乳受託販売をいう。次項において同じ。）に係る委託を受けた全国の区域を地区とする農業協同組合連合会	当該委託を受けた生乳の数量、販売価格その他当該委託に係る業務の実施の状況
法第十条第一項に規定する指定事業者（法第五条第二項第一号ロの地域が一の都道府県の区域を超えるものに限る。以下この表において同じ。）	定款その他の基本約款及び業務規程（法第十条第一項第四号に規定する業務規程をいう。次項において同じ。）に記載された内容に関する事項 集送乳調整金の交付の状況
指定事業者の行う対象事業に係る委託又は売渡しをした者	集送乳調整金の受領又は交付の状況
知事対象事業者（第一号対象事業者に限る。）の行う対象事業に係る委託又は売渡しをした者	当該委託又は売渡しをした生乳の数量 生産者補給金の受領又は交付の状況